

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 防衛庁設置法の一部改正

(第一条関係)

- 一 防衛庁を防衛省とすること。
- 二 防衛省の長は、防衛大臣とすること。
- 三 防衛省の任務、所掌事務、組織等は、現行の防衛庁設置法に規定されているものと同様とすること。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 自衛隊法の一部改正

(第二条関係)

- 一 自衛隊の最高の指揮監督権、防衛出動の命令、治安出動の命令、海上警備行動の承認その他の内閣の首長としての「内閣総理大臣」の権限については変更せず、内閣府の長としての「内閣総理大臣」については、これを「防衛大臣」と改める等所要の改正を行うこと。

- 二 自衛隊は、主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされているものを行うことを任務とすること。

1 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

2 国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

三 第八章（雑則）に規定する機雷等の除去、国際緊急援助活動等、国際平和協力業務等、在外邦人等の輸送及び後方地域支援等を第六章（自衛隊の行動）及び第七章（自衛隊の権限等）において新たに規定すること。

四 附則に規定する協力支援活動としての物品又は役務の提供等及び対応措置としての物品又は役務の提供を、それぞれ、第三条第二項の活動として位置付けること。

第三 安全保障会議設置法の一部改正

（第三条関係）

安全保障会議の諮問事項に、内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項及び内閣総理大臣が必要と認める自衛隊法第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項を明示すること。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

。ただし、三の一部については、公布の日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 防衛施設庁は、平成十九年度において、廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

（附則第九条関係）

三 この法律の施行に伴い必要となる経過措置を定め、関係法律について整備すること。

（附則第二条から第八条まで及び附則第十条から第六十九条まで関係）